

## ○議 事 日 程（第 1 号）

令和 5 年 3 月 3 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 2 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 6 承認第 1 号 令和 4 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第 1 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について
- 日程第 9 議案第 2 号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 10 議案第 3 号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 11 議案第 4 号 令和 4 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更につ  
いて
- 日程第 12 議案第 5 号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更  
について
- 日程第 13 議案第 6 号 令和 4 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につ  
いて
- 日程第 14 議案第 7 号 令和 4 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 15 議案第 8 号 令和 4 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 9 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第  
4 号）
- 日程第 17 議案第 10 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第  
4 号）
- 日程第 18 議案第 11 号 令和 4 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 12 号 令和 4 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 13 号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4  
号）
- 日程第 21 議案第 14 号 令和 4 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 15 号 令和 4 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 16 号 指定管理者の指定について

- 日程第24 議案第17号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第18号 関ヶ原町総合計画の後期基本計画の策定について
- 日程第26 議案第19号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第20号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第21号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第22号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第23号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第24号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第25号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第26号 関ヶ原町子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第27号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第28号 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第30号 関ヶ原町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第31号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 日程第39 議案第32号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第40 議案第33号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第41 議案第34号 令和5年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第42 議案第35号 令和5年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第43 議案第36号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第44 議案第37号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第45 議案第38号 令和5年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第46 議案第39号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第47 議案第40号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第48 議案第41号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	中川敏之君	総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	難波真哉君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長心得	坂東崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳永英俊君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	山田勝君	西消防署長	西村清志君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関東正晃	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

### 開会・開議の宣告

- 議長（子安健司君） これより令和5年第1回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 中川武子君、5番 田中由紀子君を指名いたします。
- 

### 日程第2 会期の決定

- 議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕  
異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。
- 

### 日程第3 諸般の報告

- 議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
監査委員から、令和4年11月分から令和5年1月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷したものを配付してあります。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### 日程第4 報告第1号について（提案説明・質疑）

- 議長（子安健司君） 日程第4、報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。  
本案について、提出者の説明を求めます。  
西脇町長。  
○町長（西脇康世君） おはようございます。  
それでは、報告第1号の損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申し上げます。  
本年1月に関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護事業所において、介護サービス提供中に利

用者の所有物である補聴器を床面に落とし破損させた事案に伴い、示談が成立し額が決定いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項に基づき、専決処分により損害賠償の額を定めましたので、同条第2項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

なお、細部につきましては介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼します。議案書の2ページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書について御説明申し上げます。

令和5年1月18日午後5時頃、関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護事業所におきまして、利用者の所有物である補聴器（右側）を介護職員が装着しようとした際に誤って床面に落とし、補聴器の外形部分を破損させてしまったため、その修理費用2万円を損害賠償の額として定めるものでございます。

損害賠償の理由としましては、利用者自身による動作は無理な状態でありまして、職員が介助の際に破損させたものであり、事業者がサービスの実施に伴って自己の責めに帰すべき事由として契約者に生じた損害について賠償責任を負うものであります。

この件につきましては、相手方との示談が令和5年2月1日に成立しましたので、損害賠償の額について地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された専決処分事項として令和5年2月1日付にて専決処分させていただきましたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額を定め、議会に報告するものでございます。

なお、保険の適用につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けております。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで報告第1号の報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第5、報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第2号の損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

昨年12月、デイサービスセンターの利用者を乗せ、送迎の際、電柱に接触する事故を起こしたことにより、当該利用者のけがの有無を医療機関で確認することが必要となり、このたびその示談が成立し額が決定いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項に基づき、専決処分により損害賠償の額を定めましたので、同条第2項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

なお、細部につきましては介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼いたします。議案の4ページをお願いいたします。

専決第3号 専決処分書について御説明申し上げます。

令和4年12月22日午前9時20分頃、関ヶ原町デイサービスセンターの送迎車両により利用者宅に迎えに行き、乗車後、利用者宅前より後方発進した際、町道沿いのNTT柱に車両の左後部を接触する単独事故を起こしたことにより、当該利用者のけがの有無を医療機関で確認することが必要となったため、その受診費用等2万4,625円を損害賠償の額として定めるものでございます。

当件につきましては、相手方との示談が令和5年2月14日にて成立しましたので、損害賠償の額の決定につきまして地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された専決処分事項として令和5年2月14日付にて専決処分させていただきましたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額を定め、議会に報告するものでございます。

なお、保険の適用につきましては、自動車損害賠償責任保険により対応してございます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません。ちょっときつい話かも知れませんが、この前の専決処分の補聴器とこの事故ですけれども、この前も議運で言ったんですけれども、指導というのはちゃんとやっているということですけど、本人さん自体は、いわゆる相手に対してどういう態度というか、謝るとか、そういう自分がやったことに対してどういうあれをしてみえるかということをやちょっと聞きたいです。対応をしてみえますかということなんです。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 今のデイサービスの車両の運転手のこと。

○2番（谷口輝男君） こっちも、両方ともですけど。

○介護事業課長（吉森明博君） 当事者の介助に当たった職員、また運転の職員ですが、利用者

のほうには謝罪のほうを申し上げ、私のほうからも謝罪を申し上げという形で対応を取ってございますし、再三の事故という形でマニュアル化も、作りましてその都度職員に周知徹底を行う中で対応しておる状態でございます。

なお、この車両の事故に関しましては、なお一層事前に障害物等そういう危険な箇所の点検を行い、また余裕を持った送迎時間を持たせるという意味で、ミーティングもちょっと前倒しですという形で、その送迎時間のゆとりを持たせる中で未然の防止対策という形で徹底を努めてございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで報告第2号の報告を終わります。

---

#### 日程第6 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、承認第1号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第1号の令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

妊娠、出産支援である子ども・子育て応援交付金事業の関係経費285万5,000円、また除雪対策委託料等関係経費767万円、計1,052万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億2,168万5,000円とする令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので順次説明を願います。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、令和5年1月23日付で専決処分しました専決第1号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）につきまして、歳出より御説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費の保健衛生総務費につきましては、国の第2次補正予算において出産・子育て応援交付金事業が創設されたことに伴い、令和4年4月以降に出産された方及び妊婦に対し、安心して出産・子育てができるよう令和4年度事業として3月末までに経済的支援を実施するため、専決により補正をさせていただいております。

具体的な事業の内容は、市町村が妊娠届出時より妊婦や特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産・育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービス利用負担軽減を図る目的で経済的支援、計10万円相当を一体として支給する事業となります。経済的支援の対象者は、令和4年4月以降に出産された全ての方となります。また、この事業は令和5年度以降も継続して実施していく予定となっております。

支給方法は、妊娠届出後、保健師と面談を実施し、面談後に現金5万円の交付金を支給し、次に出生届出後、改めてまた保健師と面談し、その後に現金5万円の交付を支給する方法となります。なお、4月以降、既に出産されている遡及適用者の方へは現金10万円を一括支給し、また事業開始時点で既に妊娠期にある方は、事業開始後に妊娠期の5万円を支給し、出生届出後、改めて面談を実施して面談後に5万円を支給することとしております。

それでは、補正予算内容について御説明させていただきます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の役務費、通信運搬費5,000円は、対象者への案内発送等するための郵便代に係る経費でございます。

負担金補助及び交付金、出産・子育て応援交付金285万円は、積算の内訳としまして、令和4年4月から令和4年12月までの妊娠届出済者9名、令和5年1月から令和5年3月までの妊娠届出見込み者を5名とし、計14名に対して70万円。令和4年4月から令和4年12月までの出産届出済者19人で、一括払いにより10万円が190万円。令和5年1月から令和5年3月までの出生届出見込み者5名とし、25万円により合計で285万円計上。郵便代等の事務経費と合わせまして、総計で285万5,000円となります。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

土木費、道路橋梁費、除雪対策費の職員手当等47万円につきましては、12月の除雪によりまして時間外勤務手当の予算がなくなったため、2回分を計上し、その下の同じく委託料の720万円も2回分の除雪委託料を計上するものでございます。よろしく願いいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 続きまして、その財源となる歳入について御説明させていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金、出産・子育て応援交付金として、補助率3分の2により190万円計上。

県支出金、県補助金、衛生費県補助金、保健衛生費補助金が、補助率6分の1により47万5,000円を計上し、残り一般財源としては48万円となり、除雪対策費と合わせまして前年度繰越額815万円を補正計上させていただいております。



簡単でございますが、以上で説明とさせていただきます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ合計1,052万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,168万5,000円とする補正となります。

以上が私からの説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） 除雪についての簡単なことでございますが、10ページですけど、実績、今まで除雪は出られたのかどうか、その実績だけお願いいたします。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

今年度の今までの実績についてでございますが、昨年12月24日の土曜日でございます。その日が終日全町内出ておりまして、それから1月29日の日曜日、これにつきましては北部のみ1回出ております。

また、そのほか、塩化カルシウムの散布につきまして県等への委託、ほぼそちらになってまいりますけど、広域農道のほうの散布のほうはずっとやっているというような状況でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

## 日程第7 諮問第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。令和5年3月3日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須3552番地の1。氏名、小川まさ江。生年月日、昭和35年3月27日。

○議長（子安健司君） 本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員である小川まさ江氏において、本年6月30日の任期満了に伴い、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求めるものでございます。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

次に、この件について御意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

意見なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。

本諮問については、適任であると答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本諮問については、適任であると答申することに決しました。

---

#### 日程第8 議案第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和

5年3月3日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須3468番地の4。氏名、吉田茂喜。生年月日、昭和30年7月19日。

○議長（子安健司君） 本案につきまして提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第1号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である吉田茂喜氏において、本年3月25日の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第9 議案第2号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第2号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第2号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて。

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。令和5年3月3日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、大垣市鶴見町144番地1。氏名、渡邊勝敏。生年月日、昭和37年5月1日。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第2号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

現教育長である中川敏之氏が、本年3月31日をもって辞任されます。そのため、新たに渡邊勝敏氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

渡邊氏は、昭和60年3月に岐阜大学教育学部を卒業されて以来、主に西濃地域を中心に教職員を務められております。また、平成8年から2年間は岐阜大学大学院教育学研究課程を修了されております。その後、平成23年から3年間は、岐阜県教育委員会学校支援課、また平成28年には西濃教育事務所教育支援課長を歴任されており、令和3年から現在まで大垣市興文小学校の校長を務められており、本年3月31日をもって定年退職をされます。年齢は60歳で、人格は高潔で、教育のみでなく教育行政にも精通されておられる方でございます。

任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和7年9月30日まででございます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第10 議案第3号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第3号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第3号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和5年3月3日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字玉408番地。氏名、長谷川妙子。生年月日、昭和24年9月25日。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第3号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

現在教育委員会委員である長谷川妙子氏において、本年4月3日の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第11 議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第4号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第4号について御説明申し上げます。

サービス事業費の減額により、令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金を9,295万1,000円から8,836万2,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第5号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第5号について御説明申し上げます。

維持管理費の減額により、令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金を6,856万4,000円から6,468万1,000円へ変更するため本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第6号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明申し上げます。

使用料等の収入不足のため、令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億2,835万3,000円から2億3,085万円へ変更するため本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第7号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明申し上げます。

歳出については、精算見込みによる人件費の減額や各事業の実績状況による過不足を計上させていただき、歳入につきましては税込等の見込みによる補正、また補助金等それぞれの確定に伴う補正など、1億1,115万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億1,053万3,000円とする令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明を願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

議案第7号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

歳出から説明をさせていただきます。

議案書の33ページをお願いいたします。

まずもってですが、職員の給与、また手当、共済費等の人件費につきましては、年度末までの精算見込みによるものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、総務費、総務管理費、一般管理費の備品購入費でございます。

こちらにつきましては、職員の新規採用に伴いまして現在の事務机等の購入に不足が見込まれますので、28万6,000円を補正させていただくものでございます。

次に、財産管理費の光熱水費の関係でございますが、こちらにつきましては、昨年9月議会において電気料の高騰により補正をお認めいただいたところでございますが、役場の本庁舎及び北小学校等につきましては、さらに電気料の不足が見込まれますので、光熱水費で121万3,000円を補正させていただくものでございます。

次に、委託料でございます。

こちらは社会保障・税番号制度対応システム改修委託料でございますが、こちらは契約の差金が発生いたしましたので、193万1,000円を減額させていただくものでございます。こちらにつきまして、財源につきましても国庫支出金で2分の1の相当分でございます96万5,000円を減額させていただいております。

○企画政策課長（高木久之郎君） 企画費、総合開発計画審議会委員報酬5万4,000円、3月中



に景観計画に重点区域を位置づけるため、審議会の開催が必要になったため計上するものでございます。

ふるさと納税関連経費の減額でございますが、12月補正に増額をお認めいただきましたが、実績に基づく減額です。

負担金補助及び交付金240万円の減額、各種補助金実績による減額でございます。

34ページをお願いいたします。

財政調整基金費、ふるさと納税の実績に合わせた減額とそれぞれの基金の利息と目的に応じた寄附金、減債基金に利息分合わせて5,000万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、生活安全対策費でございます。

こちらの委託料の関係でございますが、本年、同報系防災行政無線の卓の更新業務をやらせていただきました。それにおけます契約差金により、354万6,000円を減額させていただくものでございます。あわせまして、運用後に防災メールシステム及び防災アプリの委託料につきまして、年度内運用を見込んでおりましたが、調整等に時間を要したことによりまして、本格運用が本年4月からを見込んでおります。その関係で保守委託料をそれぞれ減額させていただくものでございます。

財源の関係でございますが、操作卓の契約差金による減に伴いまして、起債を360万円の減額、また国庫支出金につきましては、既存予算であります新型コロナウイルス感染症対策事業におきまして、一部において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当させていただきましたので、17万2,000円を財源の組替えをさせていただくものでございます。

次に、自治振興費でございます。

こちらの旅費でございますが、今年度におきましても新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、自治会長の視察研修を中止いたしましたので、関係旅費の65万円を減額させていただくものでございます。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 同じく34ページをお願いいたします。

総務費、徴税费、税務総務費、負担金補助及び交付金46万1,000円につきましては、地方税電子化協議会負担金の減でございます。軽自動車の環境性能割の申告情報の照会及びダウンロードするシステムの自動連携機能の導入を計画しておりましたが、該当件数が少ないことから本システムの連携機能導入を見送るための減額でございます。

○住民課長（西村克郎君） 35ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費の職員手当等、時間外勤務手当24万5,000円でございますが、マイナンバーカード普及促進のための経費で、休日窓口の開設を増やすことによる不足見込み分でございます。よろしくをお願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく35ページの選挙費の関係でございます。

昨年7月に執行いたしました参議院議員選挙の関係で、精算見込みによりましてそれぞれの関係経費30万円を減額させていただくものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 36ページをお願いいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金でございますが、介護サービス事業特別会計への繰出金458万9,000円の減及び国民健康保険特別会計（事業勘定）への繰出金、基盤安定分165万4,000円、財政安定化支援事業分38万1,000円、未就学児均等割分13万8,000円でございます。

福祉医療費の扶助費150万円でございますが、重度心身障害者医療費助成金の不足見込み分でございます。

介護保険事業費の繰出金でございますが、介護保険特別会計への繰出金、介護保険事業町費負担分を137万8,000円の減、事務費等分3,000円の増でございます。

後期高齢者医療費の繰出金でございますが、後期高齢者医療特別会計への繰出金、保健事業費分3万7,000円でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費の扶助費200万円でございますが、障害児通所給付事業の不足見込み分でございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

償還金利子及び割引料の251万3,000円でございますが、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金返還金175万1,000円ほか3事業の補助金等の返還金でございます。

児童措置費の扶助費1,228万5,000円の減でございますが、児童手当の支給実績に合わせて減額をさせていただきます。

児童福祉施設費、備品購入費178万3,000円でございます。施設備品148万7,000円でございますが、保育園の老朽化した備品、電子ピアノ各園2台、ワイヤレスアンプ各園1台を購入するもので、県補助3分の2でございます。

保育用備品29万6,000円でございますが、令和5年4月からの使用済み紙おむつの処分をするための保管庫等の購入費用でございます。

なお、児童福祉総務費及び児童福祉施設費において特定財源の国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等一般財源の財源の組替えをしております。よろしくお願いたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 続きまして、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、繰出金につきまして、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金を1,084万8,000円減額。財源の内訳の395万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、水道料の減免に伴うものです。それが395万円ございましたので、財源の組替えをさせていただきます。

予防費の役務費、通信運搬費は、新型コロナウイルスワクチン接種の接種案内等予防接種実施に伴う必要経費について、精算により90万円を減額。委託料につきましても、精算により新型コロナウイルスワクチン接種委託料の850万円の減を含む予防接種委託料合計で1,300万円を減額。

38ページをお願いいたします。

負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費負担金につきましても、実績見込みにより300万円減額させていただきます。

続きまして、健康増進事業費の委託料102万円の減は、がん検診事業につきまして実績により精査し、当初見込みより受診者数が減ったため委託料76万5,000円を減額し、またコロナ禍ではありますが、健康短期大学事業の実施につきまして対策を講じ、全ての教室において実施してまいりましたが、教室開設時において実施しておりました血液検査や腹部エコー等の検査について、コロナ禍ということもあり参加者が減ったことと、検査をされる方が当初見込みより減ったため、検査委託料分の25万5,000円を減額させていただきます。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

同じく議案書の38ページ、環境衛生費、負担金補助及び交付金の303万円の減額につきましては、太陽光発電設備等設置補助金の申請件数の実績により減額をさせていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 39ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金113万9,000円の減額は、玉宮農組合の法人化に伴います草刈り機などの補助金につきまして、不用額でございます。

次の農地費の負担金補助及び交付金2,649万4,000円の減額につきましては、県営事業の各負担金の2,345万円は各事業費の増額によるものと、中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金304万4,000円の減額につきましては、県営中山間地域総合整備事業の一部が今年度に繰越しをされたことに伴いまして交付額が減少になったものでございます。

その下の繰出金の388万3,000円の減額につきましては、今須農業集落排水事業特別会計の事業費の減額に伴うものでございます。

林業費、林業振興費の報酬60万8,000円は、捕獲隊の報酬の増額分でございます。これは補助者から捕獲隊員への格上げや、捕獲頭数が見込みより多かったためによるものでございます。

委託料の1,073万8,000円の減額につきましては、大高地内で予定しております治山事業の流末水路の工事につきまして、県営の治山工事の予定が1年遅れることになりましたので、町のほうの計画につきましても1年翌年へスライドさせていただきたく、今年度の分につきましては減額をさせていただくというものでございます。

また、森林経営管理意向調査業務委託料の76万2,000円につきましては、契約差分でございます。よろしく申し上げます。

○地域振興課長（難波真哉君） 引き続きまして、商工費でございます。

40ページをお願いいたします。

商工業振興費、負担金補助及び交付金、起業支援補助金200万円、今年度町内で新たに起業された方2事業者に対する補助金でございます。1件は陣場野地区で甲冑展示、飲食業を営まれる方で、もう一件は東町北地区で建築木材業を営まれる方でございます。

続きまして、観光費、総額73万円の減額でございます。増額分が1件ございますので、増額分から説明をいたします。

需用費、印刷製本費、関ヶ原古戦場グランドデザイン事業50万円、観光マップの不足により増刷費用でございます。

続きまして、減額分でございます。

旅費40万円、普通旅費10万円、特別旅費30万円、需用費、食糧費20万円、印刷製本費40万円、役務費、通信運搬費3万円、こちらは全てグランドデザイン関係事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により姉妹協定を結ぶゲティスバーグやワーテルローとの国際交流事業が実施できませんでしたので、それに伴う減額でございます。

負担金補助及び交付金、中山道賑わいまつり補助金20万円、野上地区において例年実施される中山道まつりが新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでしたので、それに伴う減額でございます。

あと、グリーンウッド関ヶ原管理費、関ヶ原グラウンド・ゴルフ場管理費については、使用料等の収入見込みにより財源の組替えを行っております。以上でございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 41ページをお願いいたします。

土木費の道路橋梁費、道路橋梁総務費の委託料200万円の減額につきましては、玉地内において公図の訂正作業を行うということで、測量なども実施する必要があるのではないかとということで予算を計上いたしておりましたが、その分につきましては、法務局との打合せの結果、地図訂正において処理ができるということになりましたので、不用分の減額でございます。

次の道路橋梁新設改良費の負担金補助及び交付金の1,420万円の減額につきましては、国道365号線の西町交差点の改良工事が令和5年度に延期されたことによるものでございます。

次の除雪対策費の需用費183万4,000円につきましては、12月24日の除雪におきまして除雪車の一部が破損いたしております。そのための修繕費でございます。

備品購入費の149万円の減額につきましては、入札差金分でございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

河川費、河川維持費にあります財源の変更につきましては過疎債から一般財源への変更というものでございます。

都市計画費、都市計画総務費の委託料145万3,000円の減額につきましては、入札差金による

減分、またそれに伴い国県支出金も減額しているということでございます。繰出金の249万7,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○教育課長（山田 勝君） 同じく都市計画費の公園管理費です。

桃配運動公園の電気代が不足するため、10万2,000円の補正をお願いするものです。

43ページをお願いいたします。

教育費、小学校費の学校管理費でございますが、ガス代及び電気代が不足するため、それぞれ90万円、計180万円の補正をお願いするものです。財源につきましては、新型コロナウイルス臨時交付金の決算見込みにより、学校管理費及び教育振興費におきまして組替えを行っております。

同じく中学校費、学校管理費でございます。ガス代及び電気代が不足するため、29万円の補正をお願いするものです。小学校費と同様にコロナ臨時交付金の決算見込みによる財源の組替えを行っております。

社会教育費、社会教育総務費です。

負担金補助及び交付金で町青年のつどい協議会の助成金のうち、合戦相撲大会の事業中止のため減額をするものでございます。

44ページをお願いいたします。

ふれあいセンター管理費、こちらのほうですが、電気代が不足するため52万円の補正をお願いするものでございます。

保健体育費でございます。保健体育総務費で、負担金補助及び交付金、スポーツ少年団日置市との交流事業の中止に伴い減額をするものでございます。

町民プール管理費です。こちらにも電気代が不足するため2万円の補正をお願いするものです。

○企画政策課長（高木久之郎君） 公債費、元金ですが、減債基金からの繰入れを1億円減額し、一般財源を充当する組替えと利率の見直しによる55万円の増と利子102万5,000円の減でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

町税、町民税、法人町民税2,000万円の増、固定資産税、現年課税分1,000万円の増は決算見込みによる増額でございます。

森林環境譲与税140万円の減、地方消費税交付金200万円の増、地方特例交付金62万9,000円の増、地方交付税、普通交付税2億950万円の増、これらにつきましても決算見込みによる増減でございます。

使用料及び手数料、グラウンド・ゴルフ場使用料130万円の減、キャンプ場使用料280万円の増につきましても、決算見込みによる増額でございます。

27ページから30ページまでの国庫支出金、県支出金につきましても、それぞれの実情に見合わせて増減させていただいておりますが、国庫支出金、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応型臨時創生交付金につきましては、既存計画に充てるため115万9,000円追加交付されることとなりましたので、その充当と決算見込みに合わせた財源の組替えを各目において行いましたので増減しております。

29ページ、県支出金、県補助金、民生費補助金、児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業費補助金99万円は、児童福祉施設費の施設備品購入費に充てさせていただきます。

30ページ、財産収入、利子及び配当金でございますが、各基金の利息3万1,000円の増。寄附金につきましては、ふるさと納税につきまして1億3,000万円を目標にしてやっておりますが、1億円前後となりますので3,000万円の減。民生費寄附金5万円、教育費寄附金5万円を増額させていただきます。

繰入金、基金繰入金につきましては、交付税の増額などにより、減債基金、財政調整基金、廃棄物処理施設整備基金、合わせて2億4,000万円の減額、ふるさと応援基金繰入金につきましては利息分10万5,000円を増額し、繰り入れるものです。森林環境譲与税基金繰入金につきましては、森林環境譲与税減額による財源不足の充当に63万8,000円の増額。

繰越金でございますが、前年度繰越金3,135万3,000円を充当させていただきます。

雑収入、雑入、喫茶店売上金90万円の減額、グリーン・ウッド売店等収入70万円の増などにつきましては、決算見込みによる増減でございます。

32ページ、町債につきましては、臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴う2,023万6,000円の減、総務債360万円の減額、防災行政無線事業、事業費減額による減、農業債3,400万円の減額、県営事業負担金減額による減額、林業債990万円の減、治山事業において事業を見送ったことによる減額、土木債、事業費削減により借入れを見送り一般財源を充当したことによる減額、河川債につきましても事業費減により借入れを見送り一般財源を充当したことによる減額でございます。

あわせて、23ページの第2表、地方債の補正の限度額変更を行うものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点お願いします。

1点目は33ページ、財産管理費の中の需用費、特に、提案説明がありましたように昨今電気

料金が非常に高くなっているということで、補正として121万3,000円。これは本庁舎以外の公共施設を含めてということでありまして、それから教育関係を合わせると相当な光熱費の増加が見込まれます。これはやむを得ない部分もありますけれども、やむを得ないといって放置しておくのではなくて、できるだけ節電をします。あるいは、電力消費量のできるだけ少ない設備にするという方法もあると思うんですね。今後について、この光熱費に対応する出費について考え方を伺いたいと思います。

それから、もう一件は、41ページの除雪対策費の中の修繕費183万4,000円、これは需用費として上がってしまっていて、どういう内容で、相当大きな事故とか故障があったのかなあと素人目には思いますが、この修繕費の内容について、そしてその発生した原因についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 電気料の高騰の関係でございます。

この電気料の高騰につきましては、なかなかこの先見通しが改善をされていくというようなこともなかなか聞こえてまいりません。それで、必要なものは必要ということで致し方がないとは思いますが、まず使用につきまして節電、各施設におきまして節電については常に呼びかけをさせていただいております。

また、今後のこともございますが、少しずつではございますが、LED化の取組も進めたいというようなことも現在考えておるところでございます。それによって、少しでも光熱水費、電気料を抑えていきたいというようなことは考えておるところでございます。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

41ページの除雪対策費の修繕料183万4,000円の件でございます。

こちらは、12月の除雪時におきまして2台破損をしております。両方とも町所有の機械ですが、1台は今須方面でやっておりますタイヤショベル0.6立方メートルというものでございますが、そちらのほうが、多分マンホールだと思うんですけど、実際においてはどちらもそんなに衝撃はないんですけど、リフトアームが曲がっているということ。それから、今須の件につきましてはブレードのほうも曲がっているということございまして、修繕をしないとやはり今後の除雪に対応ができないと。心配な点もございますので、今回直させていただきたいなあとというものでございます。現在まだ修繕はしておりませんが、そういうことでございます。

1台につきましては、関ヶ原地内で起きましたこちらもタイヤショベル0.6立方メートルというものでございますが、町有機械の同じくリフトアームの曲がり補修ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） 2点ほどですけど、歳入のほうで森林環境譲与税、それぞれ個人割と法人割がありますが、土地の見込みとどのぐらいかかったか、それぞれ分かればと思います。

あとは38ページでございますが、太陽光のほうですけど、減額ということで実績等あれば、何件で何件になったとかということが分かれば、1件当たり幾らぐらいとか規模によって違うでしょうけど、もし分かればよろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

森林環境譲与税の件につきましては、申し訳ございません、通知のほうだけでございまして、こちらで何が変わったとかそういった点は把握しておりませんので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 太陽光の補助の実績でございますが、今回は申請が1件のみで、太陽光発電設備で35万円、蓄電設備で25万8,000円、ともに補助の上限いっぱいまで補助をしておりまして、合計で60万8,000円の補助をしております。以上です。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 37ページですが、おむつの保管費用、早めに準備していただいて大変感謝をしております。新聞報道によりますと、何か補助がつくようなことも書いてあったんですけど、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。もし補助があれば教えていただきたいと思っております。

それから、41ページです。西町交差点の事業ですけれども、5年度に延期ということで、何か理由を聞いてみえたら教えていただきたいと思っております。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

おむつのほうの財源補助の御確認ですけれども、今回補助があるということを承知しておりませんので、一般財源のほうで対応させていただくということで進めさせていただいておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

西町交差点の工事の延期につきましては、占用物件等の調整、それにちょっと時間がかかっ



ているというようなことを聞いております。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） おむつの補助の件については、一度調べてもらったらいかなというふうに思います。何かそういう新聞報道でしたのでお願いします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。  
よろしいですか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時11分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程第15 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第8号 令和4年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第8号について御説明申し上げます。

人件費の精算見込みにより3万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,583万7,000円とする令和4年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては、省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第9号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明を申し上げます。

直営診療施設の医療機械器具整備事業の額の確定に伴い、繰出金において26万8,000円を減額し、歳入において保険基盤安定繰入金等の額の確定に伴う財源の組替えを行い、歳入歳出予算の総額を8億7,618万9,000円とする令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては、省略をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第10号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明を申し上げます。

光熱水費等の不足見込み分の追加をするとともに、精算見込みによる人件費及び医薬材料費等の減額など1,915万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億6,609万3,000円とする令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、議案第10号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）について、歳出により御説明をさせていただきます。

議案書の61ページをお願いいたします。

総務費、施設管理費、一般管理費の報酬から共済費は、人件費の精算による減額ですので説明は省略させていただきます。

需用費につきましては、年度末までの所要見込みにより燃料費を140万円、光熱水費を160万円それぞれ追加補正し、負担金補助及び交付金は、各種負担金等の所要見込みにより50万円を減額。寄附金は、岐阜大学消化器内科への学術研究助成寄附金として当初400万円を計上しておりましたが、結果としまして300万円を寄附することとしたため、精算により不用額100万円の減額。公課費は、消費税及び地方消費税の確定申告に伴い不用となる額100万円を減額させていただきます。

以上、総務費につきましては合計1,415万1,000円の減額となります。

続きまして、医業費は、総務費同様所要見込みによりそれぞれ減額するものです。需用費の医薬材料費を280万円減、委託料の病理検査等委託料分80万円の減、使用料及び賃借料の医療

機器借上料を140万円減し、医業費合計で500万円減額補正させていただきます。

以上が歳出の説明となります。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

議案書の59ページをお願いいたします。

診療収入につきまして、今年度の決算見込みによりそれぞれの項、目ごとで精査をさせていただきました。

まず、外来収入につきましては、国民健康保険診療収入分が1,280万円の減、後期高齢者医療保険診療収入が860万円の減、一部負担金収入が570万円の減、介護報酬による収入が110万円の減と見込み、現計予算に対しまして合計で2,820万円の減額補正となっております。

続きまして、診療収入、その他診療収入の諸検診収入は、新型コロナウイルスワクチン個別接種の継続的な実施により770万円増額補正させていただきます。

続きまして、県支出金、県補助金、総務費県補助金の地域医療確保事業補助金は、先ほど歳出により御説明させていただきました岐阜大学消化器内科への学術助成寄附金300万円について、地方医療確保のための補助対象事業となるため、補助率2分の1より150万円追加補正するものです。

続きまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金670万円は、個別接種を促進させるための県補助金が交付されたため、3月末までの実績見込みにより追加補正させていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症自宅療養者に対して、電話等の診察等により医療提供を実施したことから、別途県から交付金5万1,000円を併せて補正計上させていただきます。

また、先般の光熱費高騰によりまして、県より医療機関光熱費高騰対策支援金が交付されることとなりましたので、許可病床1床当たり2万6,000円の基準額により、19床分として49万4,000円追加補正させていただきます。

以上、県補助金合計で874万5,000円追加補正させていただきます。

次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金を1,084万8,000円減額。医療機器購入による国保調整交付金分の事業勘定繰入金26万8,000円を減額。前年度繰越金を306万4,000円増額補正し、諸収入、雑入の雑入65万6,000円は、光熱費高騰によりまして看多機事業及び訪看事業実施に伴う介護サービス事業費からの施設使用料の分として追加計上しております。

以上、簡単ではございますが、歳入の説明とさせていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ合計1,915万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,609万3,000円とする補正を提出させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第11号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明申し上げます。

実績に伴い、居宅介護サービスの給付費や地域密着型介護サービス給付費などの過不足により、総額840万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億3,808万6,000円とする令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） それでは、議案第11号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

初めに、70ページの歳出をお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、人件費の補正でございます。

保険給付費でございますが、70ページから71ページまで各サービスにつきまして補正をしておりますが、これにつきましては各サービスごとの年間の給付費の見込みにより、それぞれ補正をさせていただいております。

続きまして、72ページをお願いいたします。

基金積立金262万7,000円でございますが、国から各市町村の地域支援事業に対し、保険者機

能強化推進交付金124万9,000円及び介護保険保険者努力支援交付金137万7,000円が、昨年度に引き続きまして交付されることになりましたので、地域支援事業費の財源に充当させていただきますが、当初に保険料を財源充当しておりますので、財源の組替えをし、一般財源として保険料を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費でございますが、先ほどの国の交付金、保険者機能強化推進交付金124万9,000円のうちの60万5,000円と介護保険保険者努力支援交付金137万7,000円のうちの66万7,000円の財源の組替えをさせていただいております。

73ページをお願いいたします。

介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、こちらも国の交付金による財源の組替えをし、併せて介護予防・生活支援サービス事業費の100万円の減額をさせていただきます。

74ページの一般介護予防事業費につきましても、国の交付金による財源の組替えをし、併せて人件費の補正をしております。

戻っていただきまして、67ページの歳入でございますが、下から2番目でございます。

国庫支出金、国庫補助金、保険者機能強化推進交付金124万9,000円及び介護保険保険者努力支援交付金137万7,000円の交付決定がございましたので、補正をさせていただきます。

69ページの繰入金でございますが、歳出の総務費の人件費の補正に伴い、その他一般会計繰入金の事務費繰入金を3,000円増額しております。

その他の歳入でございますが、歳出の保険給付費、地域支援事業費の補正額に合わせ、それぞれの負担割合が決まっておりますので、それぞれの項目の負担割合に合わせて補正をさせていただきます。

以上が介護保険特別会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第19 議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第12号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第12号について御説明申し上げます。

歳入において、各種サービスの利用実績見込みによる過不足と、歳出では決算見込みによる人件費の減額など395万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,458万8,000円とする令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第12号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の83ページをよろしくお願ひいたします。

歳出より説明させていただきます。

総務費、施設管理費やサービス事業費の居宅サービス事業費及び次ページになりますが、居宅支援サービス等の事業費における職員の給与、手当、共済費等の人件費につきましては、年度末までの精算見込みによるものでございますので、説明は省略させていただきます。

83ページの中段になりますが、サービス事業費、居宅サービス事業費、訪問看護ステーション事業費の負担金補助及び交付金の1万9,000円、そして看護小規模多機能型居宅介護事業費の負担金補助及び交付金の63万7,000円の増額につきましては、関ヶ原診療所施設負担金で、燃料費、光熱水費の年度末における不足見込額の増額補正となります。

次に、看護小規模多機能型居宅介護事業費の備品購入費14万8,000円の減額及び次ページになりますが、居宅介護支援事業費、備品購入費の2万円の減額につきましては、訪問送迎車両の2台の購入により精算し、それぞれ減額するものでございます。

議案書の80ページをよろしくお願ひいたします。

歳入について御説明申し上げます。

これまでの収入実績と今後の利用見込みにより、各事業所ごとのサービス収入を見直させて

いただき、補正させていただきます。

サービス収入、介護給付費収入、居宅介護サービス費収入は、935万円を減額し、内訳としまして訪問介護費収入は145万円の減、訪問看護費収入が950万円の減、通所介護費収入は40万円の減ということで、看護小規模多機能型居宅介護事業費収入は200万円の増額としております。

同じく、介護給付費収入の居宅介護サービス計画費収入は、ケアプラン計画作成受託金として190万円を減額させていただいております。

次に、サービス収入の予防給付費収入になりますが、これは110万円の減額とさせていただき、内訳としまして、居宅支援サービス費収入の訪問看護費収入が90万円の減、またケアプラン計画作成受託金が60万円の増、介護予防・日常生活支援総合事業費収入の訪問型サービス事業費収入を30万円の減額とし、通所型サービス事業費収入を50万円の減額とさせていただいております。

議案書の81ページをお願いいたします。

自己負担金収入は、給付費収入の減額に伴い280万円の減額とし、内訳として訪問介護費自己負担金が45万円の減、訪問看護費自己負担金が140万円の減、通所介護費自己負担金が95万円の減額としております。

下段の障害者自立支援居宅介護事業費収入は、12万円の減額補正をさせていただいております。

次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金は、458万9,000円の減額とし、繰越金の前年度繰越金は、サービス収入及び一般会計繰入金の減額や歳出の備品購入費の減額補正により、地方債の限度額変更による一般財源の補填財源として1,503万円を充てさせていただいております。

議案書の82ページをお願いいたします。

諸収入の雑入につきましては、127万円の増額補正をさせていただき、利用者の食材料費が83万円の増額、交通費が17万円の減額、エンゼルケア料として3万円の減額、看多機の施設使用料、これは宿泊料となりますが、64万円の増額補正としております。

町債の介護サービス事業債につきましては、80万円を減額し、過疎対策事業債が40万円の増額補正とさせていただいております。

議案書の78ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正は、先ほど歳出にて説明させていただきました居宅介護支援事業費及び看護小規模多機能型居宅介護事業における訪問送迎車両2台の購入により額が確定したことにより、起債目的別ごとの限度額を変更し、介護サービス事業を80万円減額の100万円とし、過疎対策事業を40万円の増額の220万円とさせていただくものでございます。



説明は以上となります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 80ページの歳入ですが、居宅介護サービス費収入のうちの訪問看護費収入が950万円減額されておりますが、これは全体の予算から言うと大変大きな額になると思うんですけど、ちょっとその辺、詳しい説明をお願いします。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 訪問看護費収入の部分でございますが、例年ですと一番収入があるというところでございますが、令和4年度につきましては、新規契約の方は昨年とさほど変化はございませんが、従前の利用の中で、入院とか入所とかそういったことで移動された方があるということで、月々の利用回数もまた減っているというところで、この夏頃から減少傾向に転じたということで、今回大きな減収という形になってございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点だけお願いします。

83ページの看多機の減額397万6,000円ですが、説明の中で感じるのは、これはほとんどが人件費の部分ではないかと思えますし、この内容について、例えば1人職員さんが退職されたとか、配置替えになって人件費が不用になったとかいうことなのか、そこら辺の経緯というか説明をお願いします。減額した内容ですね。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 当初予算の策定時と、新年度始まりまして、いろいろと介護職員等の異動とかございましたが、結果的に再任用職員とかそういった形の雇用と会計年度任用の雇用という形でいろいろこの事業運営をしましてまいりました結果、そういった形で大きく減額補正という形になりました。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第13号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第13号について御説明申し上げます。

処理施設維持管理などの各委託料や工事請負費など精算見込みにより520万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,092万2,000円とする令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

それでは、議案第13号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の91ページをお願いいたします。

歳出より説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、一般管理費、委託料の50万円の減額についてですが、下水道台帳情報システムのデータ整備委託料の請負差金の4万6,000円、公営企業法適用化支援業務におきまして、情報センターによる固定資産の入力作業を予定しておりましたが、次年度に改めて一括で入力作業を行うこととしたため、45万4,000円を減額させていただくものでございます。

次に、管理費、維持管理費、維持管理費の委託料130万円の減額につきましてはコンポスト施設の故障に伴いまして汚泥の引き抜き作業が必要となり、汚泥引き抜き費用を計上いたしました。が、実際に引き抜く汚泥量が当初より少なかったため減額するものでございます。

工事請負費360万円の減額ですが、取付管設備工事の60万円と処理施設設備工事、コンポスト設備のシャフトの交換工事において、シャフトに取り付けてあるアームは全て取り替える予定をしておりましたが、現地の再調査によりまして再利用が可能なものがございましたので、

その再利用させていただきまして分がありましたので、300万円を減額させていただくものでございます。

続きまして、公債費、元金、償還金利子及び割引料19万7,000円の増額についてですが、これは当初予算におきまして令和2年度に借入れを行っていた分の元金の償還の計上漏れがあり、本来当初予算において計上すべきものが抜けており、誠に申し訳ございませんでしたが、今回増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、予算書の90ページをお願いいたします。

歳入の説明になります。

分担金及び負担金、負担金の22万円は、加入納付金1件の減額となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金388万3,000円は、維持管理費の減額に伴い一般会計繰入金を減額するものでございます。

工事費収入、取付管設備工事収入60万円は、取付管設備工事負担金の減額分となります。

町債、農業集落排水事業債50万円の減額については、委託料の減額に伴うものでございます。

続きまして、予算書の88ページ、第2表、地方債補正につきまして、農業集落排水事業の限度額200万円を50万円減額し、150万円とするものでございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第14号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第14号について御説明を申し上げます。

実績に伴う公営企業法適用化支援業務の委託料や、工事請負費など精算見込みにより406万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億254万8,000円とする令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼いたします。

議案第14号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の100ページをお願いいたします。

歳出より説明をさせていただきます。

公共下水道費、公共下水道施設管理費の委託料96万円の減額についてでございますが、下水道事業の公営企業法適用化支援業務におきまして、情報センターによる固定資産の入力作業を予定しておりましたが、次年度に改めて一括で入力作業を行うとしたための減額ということでございます。

次に、工事請負費260万円の減額でございますが、国道21号線で予定をしておりましたマンホール補修工事の減と、設備工事で入札差金により130万円の減額をさせていただき合計260万円の減額でございます。

次に、公共下水道建設費の工事請負費175万円の減額でございますが、予定をしておりました公共ます設置工事分の減額となります。

続きまして、公債費、元金、償還金利子及び割引料の124万4,000円の増額についてですが、これは令和3年度に借入れを行った過疎対策事業債の償還元金において、当初予算において計上すべき分の漏れがございまして、誠に申し訳ございませんが、今回補正の増額をさせていただくものでございます。

続きまして、予算書98ページの歳入になります。

分担金及び負担金の分担金としまして57万円の増額は、受益者負担金の増額によるものでございます。

使用料及び手数料の使用料としまして、下水道使用料の現年分、精査したところ336万円を減額するものでございます。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては、使用料収入の減により249万7,000円を増額するものでございます。

諸収入、雑収入の雑入の27万3,000円の減につきましては、消費税還付金の減によるものでございます。

町債、下水道事業債350万円につきましては、工事及び委託料の減額に伴うものでございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。

繰越明許費3,500万円でございますが、これは今年度より日本下水道事業団委託により2か年で実施しております処理場の機械設備、電気設備の更新工事ですが、電気設備工事につきまして一般競争入札の不調により本年1月27日に受注者が決まったことにより、今年度に予定しておりました工事の完了が見込めなくなりましたので、繰越しをさせていただくものでございます。

続きまして、96ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正につきましては、下水道事業の限度額を230万円減額し1,600万円とし、過疎対策事業の限度額を120万円減額し1,450万円とさせていただくものでございます。

御審議賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第15号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第15号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第15号について御説明申し上げます。

収益的支出において、精算見込みによる人件費等で179万9,000円を減額、また資本的収入及び支出においては、平井・藤古川浄水場間の送配水管整備事業の見送りに伴う工事請負費等関係経費5,216万円を減額する令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） それでは、議案第15号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の103ページをお願いいたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、総係費の340万円の減額につきましては、人件費の減額を行うものでございます。

営業外費用、消費税及び地方消費税の160万1,000円の増額につきましては、資本的支出につきまして建設改良費を減額することにより、消費税額の再計算をしたところ不足が生じることになったため消費税額の増額を行うものでございます。

続きまして、104ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入、資本的収入、企業債におきまして、建設改良費の減額に伴い2,000万円を減額するものでございます。

その下の支出、資本的支出、建設改良費の5,216万円の減額につきましては、平井から藤古川浄水場への送配水管工事を実施するに当たり、河川及び砂防の事前協議を進めておりましたが、施工方法等の協議に時間を要しました。また、協議内容に基づき設計書の修正を行い、工事発注となると年度内での工事の完了が見込めなくなりましたので次年度に改め、藤古川浄水場へのつり配管工事に藤古川浄水場内の配管整備工事も含めて工事を実施することとし、工事請負費、土地購入費、委託料の減額をするものでございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、第4条、企業債におきまして、当初予算の起債額の限度額が3,000万円と定めましたが、企業債の減額に伴い限度額を1,000万円に改めさせていただくものでございます。

続きまして、第5条の議会の議決を経なければ流用できない経費についてですが、当初予算において職員給与費1,819万5,000円を議会の議決を経て流用する場合の金額としておりましたが、職員給与費340万円を減額したことに伴い1,479万5,000円に改めさせていただくものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第16号から日程第37 議案第30号までについて（提案説明・質疑）

日程第38 議案第31号から日程第49 議案第42号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第23、議案第16号 指定管理者の指定についてから日程第49、議案第42号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計予算までの27議案を一括して議題といたします。

議案の説明に入る前に、町長から所信表明を行っていただき、その後、令和5年度施策方針、提出議案の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ちょっと長文になりますので、マスクを外させていただきます。すみません。

本日、令和5年第1回町議会定例会が開催され、令和5年度予算をはじめ関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について私の所信の一端を述べたいと存じます。

まず本年は、コロナ禍からの社会の正常化に向けた大きな節目の年となります。国は、新型コロナウイルス感染症法上の分類について、特段の事情が生じない限り、5月8日に現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行するとしました。今後は、徐々に社会全体が感染拡大前の日常に戻りつつあるものと受け止めております。

一方で、ウイルスの変異に伴う流行の波が繰り返されており、これまで大変多くの方が感染していることから、町民の皆様は不安を感じながらの生活を余儀なくされているものと認識しております。私は、引き続き国の動向を注視しながら、町民の皆様の健康と安全をしっかりと守

ることができるよう、迅速かつ適切に対応してまいります。

そのような中、内閣府が発表した2月の月例経済報告によると、景気認識を示す基調判断を「景気は、このところ一部に弱さが見られるものの、穏やかに持ち直している。」としており、「先行きについて、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とする一方、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが日本の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。」と指摘しています。これを受けた国の政策の基本的態度は、足下の物価高などの難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せていくべく、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」について進捗管理を徹底しながら、迅速かつ着実に実行するとしており、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況を注視し、ちゅうちょなく機動的なマクロ経済運営を行っていくとしています。

岐阜県においては、今年度の税収については一定の回復が見込まれているものの、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格・物価高騰や円安などの影響により、楽観視はできないとしています。歳出面では、社会保障関係経費の自然増や社会資本の老朽化に加え、近年の県債発行額の増加などに伴う公債費の増加に対応する必要があるほか、引き続き、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰対策に万全を期さなければならないなど、県財政は歳入・歳出の両面において、不透明で多くの課題を抱えている状況にあります。

関ヶ原町においては、令和5年度を始期とする関ヶ原町総合計画後期計画がスタートし、基本構想に掲げる「笑顔あふれ 活気みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向け、これまで築き上げてきたものを礎に具体的に事業を進め、持続可能なまちづくりに取り組んでまいり所存ですので、議員諸氏をはじめ町民の皆様の御理解と御支援をお願いする次第であります。

私は、令和5年度の予算を編成いたしました。当町の課題である人口減少問題を意識し、この町で安心して子育てができる環境整備、移住・定住事業の拡充、アフターコロナに向けた観光施策に重点を置いたところであり、公共施設・インフラ資産の老朽化対策、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、診療所事業の経営安定化、新水源への移行等、懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見極めつつ、地域の特性を生かし、真に必要なことを重点的かつ効率的に推進し、創意工夫を持って、本町が生き抜いていけるまちづくりに向け取り組んでいくことを旨とし、予算を編成したところであります。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、「地域資源を生かした活力あるまちづくり」であります。



関ヶ原古戦場グランドデザイン策定以降進めてきた取組を地域限定的、一時的なものとしせないため、岐阜関ヶ原古戦場記念館や各史跡などの歴史観光資源を生かした取組や近隣市町との連携を通じた広域周遊観光の促進を図るとともに、観光消費の拡大に向けた新規土産品の開発や新たに起業する事業者への支援を継続し、町全体としての観光まちづくりの推進に努めてまいります。そのほか、現在放映されている大河ドラマを契機に当町を訪れる観光客を受け入れるための環境を整備し、さらなる観光事業の活性化を図ってまいります。

次に、「健康で生涯暮らせるまちづくり」であります。

少子高齢化の流れが顕著となっていることから、この町で安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、令和5年度から認定こども園の建設に向けた基本設計、実施設計に着手するなど保育サービスの充実をはじめ、放課後児童対策や子育てコミュニティ、ひとり親家庭や障がい児がいる家庭への支援の充実や児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図る一方で、関ヶ原診療所を中心に他の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実に努めるとともに、医療・保健・福祉の総合的サービスの充実を図ってまいります。

次に、「快適で利便性のあるまちづくり」であります。

人口減少が進む中、地域の活力を維持するためには、企業誘致による雇用の場の確保をはじめ、商業環境の利便性向上、宅地の確保が課題となってくることから、土地の高度かつ有効利用を進めていく必要があります。空き家を活用することは限られた土地を有効利用できる手段の一つであり、町外からの移住者の受皿となる一方で、長期間放置され倒壊の危険性が高まる空き家が増加することのないよう努めてまいります。今後も、引き続き企業誘致に努めるとともに、民間による宅地造成を支援し、移住・定住施策の充実を図りながら、転入の促進、転出の抑制に努めてまいります。

そのほか、現在運行しているふれあいバスに加え、高齢者や障がいのある方が利用しやすい新たな交通手段を本格導入し、生活交通手段の拡充を図ります。

次に、「安全・安心に暮らせるまちづくり」であります。

住民生活や産業活動に欠かせない安全な水の安定供給に向け、第4次拡張事業を着実に推進し、確実な給水の確保、供給体制の持続性の維持に努めてまいります。また、地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を図るとともに、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や防災施設の整備、公共施設の耐震化、備蓄品等の確保を計画的に進めるほか、消防団の活性化、地域における自主防災組織の育成・強化を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

次に、「心豊かな人を育てるまちづくり」であります。

児童・生徒一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、特色ある教育の推進や確かな学力の育成に努め、外国語教育、特別支援教育など

社会変化やニーズに対応した教育の充実、豊かな心の育成、体力の向上や食育・健康教育の推進等による健やかな体の育成など、生きる力を育む教育活動を推進します。また、住民一人一人が生涯にわたっていつでもどこでも自発的に学習活動や健康づくりのためのスポーツを行い、自己を高め、その成果が生かされる生涯学習社会の形成に努めるとともに、積極的にスポーツを行うことができる環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、「住民と行政が協働するまちづくり」であります。

複雑化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、住みよいまちづくりを進めていくためには、住民と行政が知恵と力を合わせ、協働のまちづくりを進めていくこととともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）への取組を推進することが必要不可欠であると考えております。住民参画・協働を推進するため、各種計画策定における住民ワークショップの開催やパブリックコメントの活用など、政策形成過程への住民の参画を図り、広報紙・町ホームページ、SNSを活用した広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など参画・協働に向けた住民と行政の情報の共有化に努めてまいります。

以上、申し上げました基本方針を念頭に置きながら、町の将来像である「笑顔あふれ 活気みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向け、持続可能なまちづくりのために皆さんと一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位をはじめ町民の皆様には、私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、今回提案した議案についてであります。

初めに、議案第34号から議案第42号までの令和5年度予算について御説明申し上げます。

本町の財政は、ロシアのウクライナ侵攻による世界情勢の激しい変化に伴う影響や、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、まだまだ先行き不透明な経済環境や財政政策の中で、税収や特に基金残高、過疎地域からの自立に向けた取組により増加が見込まれる起債残高、健全化判断比率の推移を見ながら、さらに徹底した行財政改革が必要になってきております。

令和5年度の予算編成に当たっては、歳出改革の一層の推進を図り、全会計とも歳出全般にわたる徹底した見直しを行ったところであり、経常経費の簡素化、効率化を図る一方、過疎地域からの自立に向けた取組については、優先順位を明確にし、今後の財政状況に意を払いながら、事業の選択を行ったところであります。

このような結果として、令和5年度の予算規模は、一般会計43億8,280万円、特別会計等で36億7,986万9,000円、予算総額80億6,266万9,000円となったところであります。

予算の概要、歳入歳出の項目別の説明につきましては、この後、担当課長が行います主要事業等の説明にも出てまいりますので、別途配付することで説明と代えさせていただきますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、続いて議案第16号から議案第30号につきまして順次御説明申し上げます。

議案第16号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者制度において、関ヶ原駅前観光交流館につきまして、指定期間が今年度で満了となりますので、引き続き指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提出するものでございます。

議案第17号については、指定管理者制度において、12施設につきまして指定期間が今年度で満了となりますので、引き続き指定管理者を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提出するものでございます。

なお、今須小中学校の利活用を検討する状況でございますので、今須生活改善センターにつきましては1年間とするものでございます。

議案第18号については、関ヶ原町総合計画は平成30年度から令和9年度までの10年間の計画年度とした基本構想を基に、平成30年度からの前期基本計画が令和4年度で終了し、令和5年度からの5年間の後期基本計画を策定いたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、号ずれの改正を行うものでございます。

議案第20号及び議案第21号については、それぞれ人事院規則の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第22号については、監理官の廃止や医療職において実態に即し整理する所要の改正でございます。

議案第23号については、字図や土地地番図の閲覧や交付について明確化するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第24号については、内閣府のこども家庭庁設置に伴う子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用箇所の条項ずれを改正するものでございます。

議案第25号については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第26号については、子育て応援給付金につきまして、昨年3月議会において条例の一部改正を行い、本年度から子育て支援のため支給拡大いたしたところでございますが、一部において改正漏れがございましたので、字句を削除させていただき改正でございます。

議案第27号については、内閣府のこども家庭庁設置に伴う子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用箇所の条項ずれを改正するものでございます。

議案第28号については、こちらも内閣府のこども家庭庁設置に伴う子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用箇所の条項ずれを改正するものでございます。

議案第29号については、健康保険法施行令等の一部改正による出産育児一時金等の支給額の引上げ及び国民健康保険法施行令の一部改正による保険料の賦課限度額の引上げや軽減措置の判定基準等、所要の改正を行うものでございます。

議案第30号については、法定外公共物は国から譲渡を受けたもの以外も含まれることから、定義において字句を削除する改正でございます。

議案第31号、議案第32号並びに議案第33号につきましては、介護サービス事業、今須農業集落排水事業、また公共下水道事業の各特別会計への繰入金の額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、引き続き担当課長に詳細説明をいたさせますが、一部議案につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時19分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもありますので、御了解をお願いいたします。

議案第16号 指定管理者の指定については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

議案第17号 指定管理者の指定については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

議案第18号 関ヶ原町総合計画の後期基本計画の策定について詳細説明を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、関ヶ原町総合計画後期基本計画について説明をさせていただきます。

別冊の計画をお願いします。

後期基本計画については、関ヶ原町総合開発計画審議会に令和4年12月14日に諮問し、令和

5年2月22日に適正に策定されたものと答申を受けております。この間1月10日から2月9日まで、企画政策課窓口、町のホームページ等で案を公表し、パブリックコメントを募集したところでございます。

まず今回の後期基本計画の構成についてですが、「第1部 序論」では、「第1章 計画策定にあたって」、「第2章 基本構想の概要」、「第3章 町の概要、人口等の動向と対応すべき課題」で構成し、「第2部 後期基本計画」では、「第1章 重点テーマ」と「第2章 後期基本計画」で構成しております。

1ページをお願いいたします。

「計画策定の目的」になります。

町ではこれまで平成30年度からの関ヶ原町総合計画を策定し、将来像を「笑顔あふれ 活みなぎる 古戦場のまち せきがはら」と定め、その実現に向けたまちづくりを進めてきたところですが、前期基本計画の目標年次を迎えることから、改めて町を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、令和5年度を始期とする後期基本計画を策定するものでございます。

2ページは、「総合計画の役割」として、まちづくりの総合的な計画として最も上位に位置づけるものとしています。

3ページは、「総合計画の構成と基本計画期間」については、まちの将来像を実現するための基本方針となる基本構想については、平成30年度から令和9年度までの10年間、基本構想に基づき今回策定する後期基本計画は、令和5年度から9年度までの5年間となります。

「第2章 基本構想の概要」については、6ページから7ページにまとめております。

8ページでは「土地利用の方針」を、9ページからは第3章で、町の概況、人口の動向等、住民の意向、町の特性、後期基本計画で対応すべき主な課題を整理しております。

10ページからは、「人口の動向等」として人口動向に関する状況を掲載しておりますが、特に人口減少が急速に進んでいることを上げています。

17ページからは、「住民の意向」として直近のまちづくりに関わるアンケート、調査結果を抜粋し、特に18ページの関ヶ原町が目指すべきまちの姿では、医療・福祉・健康増進施設などが充実したみんなが健康で安心して暮らせるまちが第1位に上げられたことから、このことが一つのまちづくりの指針になると考えられます。

19ページでは町の代表的な特性を、20ページからは「後期基本計画で対応すべき主な課題」を示しています。

22ページからの「第2部 後期基本計画」では、大きく2つ、「第1章 重点テーマ」と「第2章 後期基本計画」で構成しております。

今回の後期基本計画では、まちが取り組むべき4年間の最重要課題を人口減少への対応と位置づけ、後期5年間のまちづくりにおいて特に重点的に取り組むテーマとして、安心できる暮

らしを「支え・広げる」、魅力とにぎわいを「生かし・創る」の2つを設定し、関連する施策・事業の重点的な推進を図るとしてしています。重点テーマを構成する施策事業については、別途策定する実施計画において具体的かつ効果的な実施事業を設定し、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していくこととしてしています。

28ページ以降が、「第2章 後期基本計画」になります。

前期基本計画での取組内容やその達成状況、後期基本計画で取り組むべき内容について、各課ヒアリングを実施した内容を反映させております。

28ページからは、産業分野である「基本目標1 地域資源を生かした活力あるまちづくり」になりますが、例えば「1. 農林業」の農業では、ICT技術の導入等作業の省力化・効率化に取り組むなど、31ページからの「2. 商工業」では、まちの将来を担う事業後継者の育成支援などを示しております。

38ページからは、保健・医療・福祉分野である「基本目標2 健康で生涯暮らせるまちづくり」になります。

「1. 子育て支援」では、少子化と建物の老朽化を踏まえた保育園の統合及び新設、関ヶ原町における子どもの総合窓口となる子育て支援センター（仮称）の整備を、40ページからの「2. 高齢者施策」では、ただ生きるのではなくよりよく生きるという生活の質を重視した施策など、46ページからの「5. 健康づくり・医療」では、関ヶ原診療所においてICTを活用した遠隔医療体制整備などを示しています。

50ページからは、都市基盤分野である「基本目標3 快適で利便性のあるまちづくり」になります。

52ページの「2. 道路・公共交通」では、国道21号バイパスの第3工区の事業推進などを、54ページからの「3. 情報化」では、デジタルトランスフォーメーションの推進を示しています。

59ページからは、安全・安心・生活環境分野である「基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり」になります。

「1. 防災・消防」では、地域防災力の強化など、64ページからの「3. 環境保全」では、SDGsの達成に向けてエネルギーや気候変動についての対策の検討などを示しています。

69ページからは、教育・文化・芸術分野である「基本目標5 心豊かな人を育てるまちづくり」になります。

「1. 教育」では、小・中学校一貫した指導の充実や教員用タブレットや電子黒板などのICT機器の活用などを、75ページからの「4. 文化・芸術・文化財」では、玉の火薬庫や奉納煙火などの地域の文化財の価値を明らかにし、適切に後世へ伝えていくなどの取組などを、78ページからは、住民参画、行財政分野である「基本目標6 住民と行政が協働するまちづく

り」になります。

「1. 住民参画・協働」では、多様性を認め合うまちの構築を図ることや、80ページからの「2. コミュニティ」では、住民の集いの場、憩いの場の創出のため、現在の中央公民館機能を有したコミュニティ施設の整備の検討といった内容を示しています。

このように、総合計画の分野ごとの6つの基本目標、29の施策・項目ごとに課題や主要施策をまとめさせていただいております。

以上の内容が、令和5年度を始期とする後期基本計画の内容でございます。御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

議案第19号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第20号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案資料のほうで御説明をさせていただきます。議案資料2ページをお願いいたします。

提案説明にもございましたが、今回の改正につきましては人事院規則の一部改正に伴い改正をさせていただくものでございます。柔軟な働き方が広がりを持っていく中、フレックス制においても休暇時間、休息時間の制度の柔軟化を図り、一定程度の緩和を明確化にするため、第6条第3項におきまして1号から3号を追加させていただく改正となっております。

御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、これって休憩時間を与えないということやね。そう理解していいんやね。

それで、今のこの1、2、3号のいわゆる特殊性とか、この2、3の何か例というか、どういときにこういうあれができるのかということ、それから、これはたしか1日7時間45分の勤務時間が設定されておる中でこれを与えないということは、勤務時間が延びるというよりか……。

〔「一斉に与えない」の声あり〕

一斉に与えないんでしょう。

違うんだわ、与えないということは時間がずれるんやけど、ずれるということでその対応はずらすということで、今はフレックスと言われましたけどそういう形で行うのか例えば……、そういうことでお願いします。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） すみません、御質問の御回答になるかどうか分かりませんが、一斉に与えないことができるということは、基本的には労基法では34条第2項の規定において、フレックスタイム制を適用しない職員、いわゆるフレックス制を受けていない職員と同一の時間に置くことということが、基本的な原則があるんですが、要は条例を設けることによって、一斉に与えなくてもいい、同じ時間に与えなくてもいいということの改正になります。

具体的なことが何になるかということ、職務的なところもありますし、例えば職員の健康上重大な影響、言葉どおりにになってしまうんですけれども、こういう場合にあるとか、あと職員の申請によって柔軟に対応していけるように条例で明記をされたというようなことです。

基本的にこの内容につきましては、人事院規則と同様の改正となってございますので御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） あまりよく分かりませんが、取りあえずこの時間的に延びるとかって、例えば代わりのものを与えるとか、時間外を与えるとかそういう形じゃなくて、ずらすという形なんですよ。

例えばこれが休憩時間なんですけどずれたときの休憩時間というのは、例えば6時間以上になった場合は休憩を与える。それで休憩時間というのはどうなるんですか。

すみません。今までは、僕も古い話なんですけど、例えば3時から3時15分とか10時から15分とかいって休憩時間というのがあったんです。そういうのがなくなったら7時間45分で、これが昼休みが1時間ということになるんですかね。



○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） まず休憩時間は1時間あります。その時間を、いわゆる今非常にそのフレックス制というものは今後、うちでは今やっていませんが例えばテレワークとかというものがあって非常に柔軟性に、働き方改革も含めていろんな働き方がある中で、いわゆる当てはめない。12時から1時とか当てはめなく、その状況に合わせた中でしっかりそこは休憩時間を取ってもらうというようなことができるような改正ですので、与えないとか与えるとかという話ではなくて、ここじゃないところで取ってもらう、その状況に合わせた感じでしっかり取ってもらえるような形にするということ、その部分をどういう条件であるかというのが明文化されたというようなことで御理解をいただければ大変ありがたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 制度、条例の改正は分かりますし、いいと思いますけれども、柔軟な働き方という点ではね。

ただ問題は、1つにはこういう条例が改正されたよ、そして私もこういう形で休憩時間を変更したい、フレックスタイムを取りたいといったときに果たして現場の雰囲気として、そういう取りやすい環境にあるかというのは非常に大きな問題だと思うんです。制度はできたけれども実際にはなかなか機能していないというのは、往々にして世間ではあるんですね。だから職場の雰囲気というか取りやすい環境づくりが一つは必要だし、それから、職員はこのことについて指導をしたり、周知徹底するようなことは考えておられますか、具体的に、その2点をお願いします。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） まず環境づくりの関係です。なかなか該当する職員というのは、例えば大半の職員に該当するようなものについては周知というのは可能だと思いますが、今回のこういう改正であればフレックス制を利用している職員となりますので、例えばそういう方が御相談があれば、なるべくその職員の方の御希望に沿えるようなものをできる指導はしていきます。そしてそれが周知となります。

環境づくりにつきましては、やはり制度上職員は、認められる権利ですので、そこはしっかり課の中、また組織の中でカバーしていくというようなこともしていくようには努めていきます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

議案第21号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説

明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第21号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

同じく議案資料3ページをお願いいたします。

こちらにつきましても、提案説明にもございましたが、人事院規則の一部改正に伴って同様に改正をさせていただく内容でございます。

こちらもフレックス制の関係でございます。フレックスタイム制度の適用を受ける育児短時間勤務職員の勤務体系について、フレキシブルに柔軟化を図るために、休日以外の日において1日につき始業時間を改正前「午前7時」から「午前5時」へ改正をさせていただく内容となっております。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） すみません、簡単なことなんですけど、変更後で午前5時といたらまだ日が暗いうちやね。実際こういうことって今まででもあり得るんですかね。ちょっと聞いたんですけど。10時というのも結構遅い時間やけど、始まるのは早くして、終わるのも遅くしたというようなことでもいいかどうか、その辺のことだけなんですけど。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） まず、今回の改正対象となっておりますのが、育児短時間勤務職員で、かつフレックス制を利用されている方でございます。今、朝5時ということでございますが、うちの職員で現状のところこれに該当する職員というのはありません。ですが、今後いろんな働き方が出てくると思います。当町については特に、診療所とか役場職員じゃないところという事業系のところもございまして、より柔軟に対応できるような整備ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

議案第22号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 失礼いたします。

それでは、議案第23号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の120ページ、議案資料は6ページとなります。

今回の改正につきましては、来年度より新たに土地地番図の閲覧及び写しを交付するために所要の改正を行うものです。

資料の新旧対照表6ページをお願いいたします。

条例の別表中、13の項中、「12の項」を「14の項」に改めまして、同項を15の項として12の項の次に13として「字図の閲覧及び写しの交付」に関する諸項目を追加し、14として「土地地番図の閲覧及び写しの交付並びにその加工物の写しの交付」の諸項目を追加するものでございます。なお、13の項の字図につきましては、改正前においては13の項の公文書閲覧手数料の一つとして位置づけられておりましたが、土地地番図の項を新設するに当たり単独の項として整理するものです。

現状では、税務課窓口に設置されている専用端末におきまして字図を閲覧いただき、必要な部分の字図の写しを交付する形を取っておりますが、字図では字界付近の筆におきまして隣接する異なる字の筆との位置的関係が非常に分かりにくいという利用者からの御意見もございまして、新たに字図が接続した状態での閲覧及び写しの交付が可能な土地地番図を導入するものでございます。

また、土地地番図におきましては、シェイプというファイル形式での運用を行いますため、町内全域の地番図をデータでの提供も可能となることから、町全域にわたる写しの請求があった場合には加工物の写しを提供できるよう、その金額を定めております。

なお、附則といたしまして、施行日を令和5年4月1日とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、今回の改正についての概略説明となります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第24号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第25号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第25号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は123ページでございます。

今般の条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、児童の安全確保、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除及びバス送迎に関しての安全管理の徹底に係る規定の追加でございます。

議案資料の9ページをお願いいたします。

新旧対照表の改正後の第8条の2に家庭的保育事業所等、認定こども園等でございますが、においては園児等の安全確保を図るために生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等の安全に関する事項についての計画を策定し、その計画に従って必要な措置を講ずるものとし、第2項において、職員への周知、研修及び訓練を定期的実施すること、第3項においては、保護者との連携を図り、取組の内容等についての周知、第4項において、定期的に見直し及び必要に応じての変更を定めております。

第8条の3においては、バス送迎等に当たっての安全管理の徹底に係るもので、園児等が移動のためにバス等を運行するときは点呼等により確実に所在を把握すること、第2項においては、バス等にブザー等を設置し園児の見落としを防止することを定めております。

10ページをお願いいたします。

第11条は、文言の修正で、内容としての違いはございません。

第14条、懲戒に係る権限の濫用禁止は削除に改め、第15条第2項においては、感染症または食中毒が発生または蔓延しない措置として、具体的に研修、訓練を定期的実施するよう改めるものでございます。

議案書の124ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和5年4

月1日から施行するものでございます。なお、附則の第2条において、改正後の第8条の3第2項の適用については、令和6年3月31日までの経過措置を設けるものでございます。以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第26号 関ヶ原町子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第27号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第28号 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第29号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は133ページでございます。

今般の条例改正は、健康保険法施行令及び国民健康法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、出産育児一時金支給額の引上げ、国民健康保険料の賦課限度額及

び軽減判定所得の引上げ等の改正でございます。

議案資料の23ページをお願いいたします。

主な改正につきまして御説明させていただきます。

新旧対照表の第6条の出産育児一時金を48万8,000円に改めるものでございます。産科医療補償制度の加算対象となる場合の支給額は、1万2,000円を加算しまして50万円となります。

24ページをお願いいたします。

第13条の6の12、後期高齢者支援金等賦課限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げるものでございます。

25ページをお願いいたします。

第17条、低所得者の保険料の減額でございますが、均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準について、第1項第2号の5割軽減については被保険者数に乗ずる額を「28万5,000円」から「29万円」に、26ページの第3号の2割軽減につきましては「52万円」から「53万5,000円」に引き上げるものでございます。

27ページをお願いいたします。

第22条の3、特例対象被保険者等に係る届出でございますが、非自発的失業者に係る保険料軽減の対象者等を把握する際に、従来の雇用保険受給資格証のほかに雇用保険受給資格通知を用いることも可能とする改正でございます。その他所要の改正をさせていただいております。

議案書の134ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。なお、経過措置としまして、この条例の施行前に出産した場合の一時金の額について及び改正後の第13条の6の12及び第17条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず、限度額を引き上げることによってどのぐらい、現状は最高限度額の方がどれぐらい見えるか、何人見えるかというのを知りたいのと、あと、その低所得者の保険料の減額の金額を引き上げるということは、28万5,000円の人が5割軽減でしたっけ、だったのが29万円の人とその減額の対象になるという理解でいいんでしょうか。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） まず最初の賦課限度額の20万円から22万円のところですが、今年度ですと、対象は12世帯ございます。それを22万円に引き上げますと、今年度ベースでいきますと、11世帯で1世帯が影響すると思われませんが、この方、今年度だけが高額ということで、来年度以降は対象に影響しないのかなと思っていますところでございます。

低所得者のほうですが、28万5,000円から29万円にということで、例えば今、28万5,000円までですので29万円になるということで例えば28万8,000円、間ですけれども、の方ですと5割軽減の対象ではなかったんですが、改正後はその方は対象になると。要は対象になる方の枠が増えるという考え方で御理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第30号 関ヶ原町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時07分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第31号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについては、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第32号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第33号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

続きまして、議案第34号 令和5年度関ヶ原町一般会計予算について総括の説明を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 失礼します。

それでは、令和5年度関ヶ原町一般会計予算の総括説明をさせていただきます。

お手元に予算資料及び後ほど各課長からの説明で使います主要事業一覧表を御用意ください。

私からは、お手元の資料、令和5年度予算資料にて説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

先ほど、町長の提案説明にもございましたが、令和5年度の予算は特別会計などを含めまして総額80億6,266万9,000円で、対前年度比7.8%の増となっております。そのうち一般会計は43億8,280万円で、前年度に比べまして3億8,700万円の増で率として9.7%の増となったところ です。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計（事業勘定）が減額となりましたが、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計（直診勘定）、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、今須農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計で増額となったため、特別会計自体で5.2%の増となったところでございます。

企業会計につきましては、水道事業会計が建設改良等の増に伴い増額予算となっております。

それでは、一般会計の歳出でございますが、資料の5ページをお願いいたします。

各款の前年度との比較でございますが、主な増減要因について御説明させていただきます。

まず議会費ですが、522万7,000円の増、10.9%の増で、議員報酬の引上げなどによるものでございます。

総務費でございますが、2,174万5,000円の減、3.7%の減となっております。これは、同報系防災行政無線機操作卓更新事業が完了したことによる減などによるものです。

民生費でございますが、1億1,895万6,000円の増、11.8%の増でございます。これは、認定こども園建設事業の開始や介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増などによるものでございます。

衛生費ですが、859万4,000円の減、1.7%の減となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種経費や斎苑施設工事費、南濃衛生施設利用事務組合への負担金の減などによ



るものです。

労働費につきましては、14万5,000円の増、3.2%の増となりました。これは勤労者表彰事業の拡充によるものです。

農林水産業費ですが、12万円の減で0.1%の減となりました。

商工費ですが、2,565万5,000円の減、11.5%の減となっております。これは、関ヶ原インターチェンジモニュメント撤去事業やグリーンウッド関ヶ原のトイレ整備事業が完了したことによる減などによるものです。

土木費ですが、9,755万3,000円の増、21.2%の増となっております。これは、公共下水道事業特別会計繰出金、建築物耐震改修事業費補助金の増などによるものでございます。

消防費ですが、3,808万1,000円の増、22.9%の増となっております。これは、不破消防組合への負担金の増などによるものでございます。

教育費ですが、2億3,799万2,000円の増、61.7%の増となっております。これは、町民体育館の耐震補強事業の増などに伴うものでございます。

各科目の主要事業の内容については、後ほど担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、性質別の比較表となっております。先ほど説明した科目別の増減と大きな理由は重複いたしますが、簡単に説明させていただきますと、義務的経費は、人件費が人事院勧告に伴う期末手当の引上げなどによる2.6%の減、公債費が第三セクター等改革推進債の償還終了などにより14.4%の減となりました。

投資的経費につきましては、普通建設の補助事業ですが2億5,149万5,000円の増、377.2%の増となっておりますが、主なものは町民体育館耐震補強事業の増や建築物耐震改修事業等によるものでございます。

普通建設の単独事業ですが、6,448万4,000円の減、20.1%の減となっております。これは、同報系防災行政無線操作卓更新事業やグリーンウッド関ヶ原トイレ整備事業、関ヶ原小学校グラウンド改修事業の完了などの減などによるものでございます。

その他経費の物件費につきましては、5,217万5,000円の増、7.0%の増となっております。これは、原油価格・物価高騰の影響により公共施設に要する光熱費の増や、固定資産評価替えに向けた基礎資料整備事業の増などに伴うものでございます。

補助費等については、7,365万5,000円の増、13.0%の増となっております。これは、不破消防組合への負担金、社会福祉協議会への運営補助金、関ヶ原合戦祭り実行委員会への補助金の増などによるものでございます。

繰出金につきましては、8,953万3,000円の増、11.3%の増となっております。これは公共下

水道特別会計への繰出金の増などによるものでございます。

以上でございますが、特別会計等への繰出金の負担金、補助金につきましては、11ページに内容が記載されております。また、13ページに基金残高の見込みの一覧表を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。

以上、簡単ですが一般会計の歳出の概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより歳出について説明を求めますが、予算主要事業説明一覧表に基づいて、主なものを簡潔に説明を受けたいと思いますので御了承願います。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はいたしません。何ページということを示していただき、順次説明をお願いします。

それでは、順次説明を求めます。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、令和5年度の予算主要事業説明一覧表をお手元をお願いいたします。

1ページから、主なものについて御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務費の庁舎内情報化推進事業でございますが、こちらは総合行政情報システム関連の経費や社会保障・税番号制度の関係経費など情報システム関係の経費で、昨年度比になります。3%減の3,448万1,000円を計上させていただいております。

○企画政策課長（高木久之郎君） 移住・定住推進事業のうち、移住定住促進住宅支援事業及び東京圏からの移住支援事業については、内容を拡充し額を拡大し進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく1ページの中ほどでございます。生活安全対策事業でございます。

こちらにつきましては、河川法の改正により浸水想定区域の指定などのため、地域防災計画修正業務として200万円を計上させていただき、また良好で快適な住生活環境の確保などを図るため、新たに空家除却支援事業補助金を創設させていただいております。また、地域の防犯強化を図るため、引き続き公共の電柱を利用したリースによる防犯カメラの設置や、自治会を対象に防犯カメラ等の設置事業補助金など635万4,000円を計上させていただいております。

○企画政策課長（高木久之郎君） デマンドタクシー事業ですが、今年度実証実験を進めておりますが、来年度については1年を通じてやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 続きまして徴税费でございます。

前年度からの変更で、主なものを御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

固定資産税委託料、固定資産評価基礎資料整備委託料1,683万円につきましては、令和6年の固定資産の評価替えに伴いまして、航空写真の撮影など業務量の増による委託料の増額となっております。同じく土地評価事務取扱要領更新業務及び家屋評価事務取扱要領作成業務委託料につきましても、令和6年の評価替えを受けまして要領の更新を図るための委託料でございます。その他につきましては前年度と大きな変更はございませんので省略させていただきます。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、同じく2ページの中ほどの下です。

選挙費の関係でございます。

県議会議員選挙で451万2,000円を計上させていただき、4月執行予定の町議会議員選挙の関係経費につきましては、公職選挙法の一部改正に伴う選挙公営の拡大に伴う選挙運動の公費負担増加によりまして、前回は235%の関係経費で1,479万7,000円を計上させていただいております。

○住民課長（西村克郎君） 続きまして民生費でございます。

3ページをお願いいたします。

2つ目の障害者自立支援事業1億3,862万3,000円でございます。障がい者の福祉サービスを提供するため、介護給付費・訓練費等、あと基幹相談支援センターへの委託業務でございます。サービス費等の給付につきましては、国・県の4分の3の補助がございます。一般財源としまして、町の負担が4,317万2,000円でございます。

次の町社会福祉協議会補助金1,972万5,000円でございます。社会福祉法人の法人運営部門でございます。人件費を含めた補助でございます。

その2つ下でございます。

地域福祉計画等策定事業110万円は、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画を策定するためのアンケートを実施するものでございます。

次の人権基本計画等策定事業70万円につきましても、同様に令和7年度から5か年の計画を策定するためのニーズ調査を実施するものでございます。

地域介護・福祉空間整備事業773万円でございますが、地域密着型の認知症対応共同生活介護事業所の施設整備に係る補助で、県補助10分の10でございます。

国民健康保険事業としまして、国民健康保険特別会計に6,957万9,000円を繰り出すものでございます。

なお、基盤安定と未就学児均等割の繰出金につきましては、国・県の4分の3の補助がございますので2,744万1,000円を国県支出金として計上させていただいております。

次の介護サービス事業でございます。介護サービス事業特別会計に9,900万円を繰り出すものでございます。

下から3つ目の福祉医療費助成事業でございますが、6,410万2,000円を計上しております。

一番下の介護保険事業運営事業でございますが、これは介護保険特別会計の繰出金で1億4,622万5,000円を計上しております。

次のページでございます。

後期高齢者医療事業1億3,966万8,000円でございます。これにつきましても、後期高齢者特別会計の繰り出しでございますが、事務費等の事業費でございます。療養給付費負担金としまして約1億円の負担が必要になっている状況でございます。

次に、児童福祉費の認定こども園送迎バス事業143万3,000円でございます。送迎バス置き去り防止のための安全装置の設置5台分100万円を計上しております。国庫補助10分の10でございます。

1つ飛びまして、子育て関連事業の子育てコミュニティーでございますが、今年度令和4年度から週3日、月・水・金に拡充をさせていただいております。

障害児施設給付事業でございますが、これにつきましては、18歳未満の児童福祉法に基づく障がい児施設の通所支援の費用で、2,200万円でございます。国・県で4分の3の補助がございます。今年度、令和4年度4月から、町内に放課後デイサービスが開所されたことに伴いまして増額をさせていただいております。

その下が、入学祝金支給事業234万円、来年度につきましては、小学校が26人、中学校が52人を予定しております。

子育て応援給付金事業440万円でございます。これも今年度、令和4年度から拡充をさせていただいております。

子ども子育て事業計画策定事業です。100万円でございますが、こちらも令和7年度から5か年の計画策定のためのニーズ調査でございます。

認定こども園環境改善事業122万1,000円でございますが、4月から使用済み紙おむつの処分に係る経費としての100万1,000円を計上しております。

最後、児童福祉施設建設事業5,525万円でございますが、現在の認定こども園を統合し、新たな園を新築する工事の基本設計及び実施設計の委託料等でございます。以上でございます。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 続きまして、衛生費、保健衛生費ですが、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金、診療所への繰り出しですが1億9,550万円計上しております。

5ページをお願いします。

母子保健事業では、妊婦健診委託事業として249万1,000円を主として、その他、離乳食実習やキッズピクスなど母子の保健事業に40万2,000円、産婦への支援として産婦の産後鬱病予防と新生児への虐待予防のため、産後1か月時の産婦に対する健康診査による費用の一部を助成する目的で20万円を計上、また、新規事業として専決により補正させていただきました出産・

子育て応援給付金事業につきましては、令和5年度は200万円の予算を計上させていただいております。総事業としましては647万3,000円となります。

次に予防接種事業ですが、令和5年度新型コロナワクチン接種につきましては、402万1,000円を計上、小児や乳幼児に新型コロナワクチン接種の実施が昨年の秋からということで実施時期が遅かったため4月以降の接種も想定されたこと、また令和4年度までの残務処理等ございましたので、当初予算におきましては最低限の予算計上となっております。今後につきましては、国の方針や動向を見ながら、新型コロナワクチン接種につきましては対応してまいりたいと考えております。

次に健康増進事業では、各医療機関等への検診業務委託料として919万1,000円、その他医療機器やシステムのリース料、子宮がん検診等への助成、健康教室や相談業務などを実施し、総事業1,541万2,000円となっております。以上です。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 同じく衛生費、保健衛生費の公害対策事業320万1,000円につきましては、毎年実施しております総合環境調査の委託料で町内の河川・騒音調査委託料になります。

太陽光発電設備等設置費補助金121万6,000円につきましては、太陽光設備及び蓄電設備の補助でございます。

合併処理浄化槽設置整備補助事業39万円につきましては、5人槽1基分の補助でございます。斎苑管理事業ですが、火葬炉の修繕工事、火葬業務委託料で2,049万4,000円を計上しております。

続きまして清掃費ですが、5ページの一番下の欄と6ページの上段部分でございますが、施設利用事務組合の各組合の負担金となっております。全体では386万3,000円の減となっております。以上です。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 続きまして、農林水産業費、農業費のほうでございます。

元気な農業産地構造改革支援事業におきまして、令和4年度に新たに農事組合法人となりましたファーム玉に対しまして、トラクターの購入補助金141万9,000円を新たに予定しております。

機構集積協力金交付事業100万円におきましても、ファーム玉が追加となっております。

中山間地域畦畔管理省力化事業50万円では、松尾、大高地区より要望いただいておりますので若干増額をいたしております。

県営事業負担金4,065万円では、北整理のため池整備、中山間地域総合整備では、野上、山中地内整備を予定しております。農道施設強化対策事業では広域農道、玉地内を予定しております。

次に林業費でございます。

里山林整備事業では581万円、危険木の除去を今須地区と秋葉地区で実施を予定しております。

7ページをよろしくお願いたします。

森林環境譲与税事業1,135万9,000円では、森林経営管理意向調査としまして247万5,000円、林地台帳システム新規導入に374万円などを予定しております。

治山事業計画策定業務では、先ほど補正でも上がっておりましたけど、来年度に実施を変更しました秋葉地内の排水設計に997万6,000円でございます。

間伐推進事業646万9,000円では、今須及び関ヶ原、相川地区で48.47ヘクタール、それに併せての先ほどの整備を予定しております。以上です。

○地域振興課長（難波真哉君）　続きまして、商工費でございます。

2行目の起業支援補助金200万円につきましては、町内で新たに起業する事業者に対し経費の一部を補助するもので、観光関連に資する事業については150万円、その他の事業については50万円を限度額として、開設経費等を補助するものでございます。

4行目の関ヶ原観光まちづくり推進事業820万円、その下の体験型プログラム推進事業委託料390万円、飛びまして真ん中辺りの関ヶ原古戦場ランドデザイン事業2,530万8,000円、その下の国際交流事業115万円につきましては、県の3分の2のランドデザイン事業補助金を活用するもので、今年度は特に大河ドラマ「どうする家康」の放映を契機とし、徳川家康をテーマとしたイベントや観光PR、旅行商品開発等の事業を実施するものでございます。

6行目の関ヶ原観光活性化事業委託料200万円、その2つ下の関ヶ原合戦祭り実行委員会補助金1,500万円につきましては、国の2分の1のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施するものでございます。

真ん中少し下の地域おこし協力隊活用事業480万円につきましては、町で委嘱した地域おこし協力隊員の観光協会への委託事業により活用するものでございます。

下から4行目、3行目、2行目のグリーンウッド関ヶ原管理事業、関ヶ原グラウンド・ゴルフ管理事業、喫茶今須宿管理事業につきましては、経営の健全化に取り組みながら事業を進めておりますが、本年度については使用料等の特定財源を3施設合計して3,860万円、一般財源125万6,000円を見込み、事業の運営を図るものでございます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君）　8ページをよろしくお願いたします。

土木費の道路橋梁費では道路橋梁維持事業としまして、橋梁点検業務に173万円、谷山橋の橋梁補修設計業務に337万6,000円、甲子橋の設計等業務支援委託料に281万9,000円、新たに債務負担でネクスコと協定を予定しております名神高速に係る橋梁撤去の初年度分としまして1,000万円、また舗装、補修工事費として6,760万円を計上しております。

合計額としましては、9,087万4,000円でございます。

次の道路橋梁新設改良事業では、新関ヶ原診療所線の設計委託などで2,593万2,000円を予定しております。

河川費でございます。河川維持事業では、町内一級河川の洪水ハザードマップの作成としまして391万6,000円を予定しております。県営急傾斜地崩壊対策事業では、祖父谷地内の工事費負担金490万円でございます。

都市計画費では、今年度耐震診断をされました野上地内におきまして、耐震改修を今度は実施されますので、その補助金5,252万7,000円、また地籍調査事業では1,459万1,000円、こちらは下明谷地区の現地調査などを行い、新たに陣場野周辺地区の調査に着手をする予定でございます。

住宅費では、町営住宅の解体工事として中山住宅空き家1棟を予定しております。以上でございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく8ページの消防費でございます。

消火栓の新設や修繕工事に伴います負担金563万8,000円、また、不破消防組合への負担金におきましては、前年比約24%増の1億7,077万8,000円を計上しております。

また、災害対策事業におきましては、非常食などの備蓄物品やポータブル蓄電池、LEDライトなどの災害用備品で247万1,000円を計上させていただいております。

○教育課長（山田 勝君） 9ページをお願いいたします。

教育費、小学校費、4段目になりますが小学校施設整備事業では、給食調理室の真空低温冷却機の取替え、屋上防水改修工事を予定しております。

教育用ICT整備事業につきましては、既存のタブレット、電子黒板等のリース料などがございます。

中学校費の中学校施設整備事業につきましては、厨房用のエアコン及びガス揚げ物機の取替え工事を予定しております。

○地域振興課長（難波真哉君） 続きまして、社会教育費でございます。

10ページをお願いいたします。

7行目の史跡整備事業、ランドデザイン事業1,130万円でございますが、松尾山山頂付近の遊歩道の整備や、笹尾山眺望デッキの塗装工事を行うものでございます。

○教育課長（山田 勝君） 同じく10ページ中ほどですが、ふれあいセンター施設管理事業では、4,701万7,000円のうち施設の改修工事といたしまして2,200万円を計上させていただいております。最終年度となります屋上防水工事、照明のLED化、排煙窓の修繕工事などを予定しております。

保健体育費、一番下になりますが、各種社会体育施設管理事業におきまして、令和5年度から2か年の継続事業として町民体育館の耐震改修工事に2億3,748万円を計上させていただい

ております。

教育費関連の予算は以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、歳入全般について説明を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、引き続き一般会計歳入の説明をさせていただきます。

先ほどの歳出の総括説明をさせていただきました予算資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。

最初に町税ですが、全体で12億3,940万5,000円、対前年度比4,679万9,000円の増、3.9%の増となっております。町民税は、法人町民税、法人税割の増により4,429万9,000円の増となっております。譲与税、交付金につきましては、地財計画とこれらの実績によりまして予算化しております。

飛んでいただきまして、分担金及び負担金ですが、235万円の減、19.6%の減でございますが、県営中山間地域総合整備事業に伴う地元負担金の減などによるものでございます。

使用料及び手数料ですが、342万円の増、4.7%の増ですが、グリーンウッド関ヶ原キャンプ場使用料の増などによるものでございます。

国庫支出金ですが、4,516万3,000円の増、19.7%の増ですが、町民体育館耐震補強事業に伴いますスポーツ施設整備事業費補助金、地籍調査事業や建築物耐震改修事業に伴う社会資本整備総合交付金の増などによるものです。

県支出金ですが、3,494万4,000円の増、15.9%の増ですが、認知症対応型共同生活介護事業所整備事業に伴う地域介護福祉空間整備事業費補助金や建築物耐震改修事業に伴う建築物等耐震化促進事業補助金の増などによるものでございます。

寄附金のふるさと納税寄附金につきましては、令和4年度の実績等を勘案し、1億円を計上させていただいております。

繰入金ですが、目的事業への充当と財源不足を補うため4億1,000円を計上させていただいております。

繰越金につきましては、例年5,000万円前後を予算計上しており、令和5年度も5,000万円を計上させていただいております。

町債につきましては8,920万円の増で、26.6%の増ですが、過疎対策事業の推進により増加しております。

次に、8ページを御覧いただきたいと思っております。

8ページにつきましては、性質別の歳入の比較でございます。自主財源と依存財源の円のグラフですが、令和5年度は国庫支出金及び県支出金の増や過疎対策事業債の増などによる地方



債の増により、令和4年度に比べ依存財源の比率が高くなっています。

以上、簡単ですが歳入全般の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第35号 令和5年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第35号 令和5年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和5年度当初予算額総額は1億5,020万円でございます。

令和4年度の当初予算額1億4,580万円に対しまして440万円、約3.0%の増額でございます。

主要事業一覧表の11ページをお願いいたします。

2つ目でございます。徴収費では、コンビニエンスストアでの納付を令和6年度から開始できるように開発料を見込んでおります。

後期高齢者医療広域連合納付金は1億3,726万8,000円で、令和4年度に比べて437万9,000円の増額となっております。保健事業費として1,011万9,000円を計上しております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第36号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第36号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算でございます。

令和5年度当初予算額の総額は8億420万円でございます。

令和4年度当初予算額8億6,740万円に対しまして6,320万円、約7.3%の減額となっております。

主要事業一覧表では、11ページと12ページでございます。

まず、11ページの保険給付費でございますが、そのうちの一般被保険者療養給付費は4億9,703万9,000円で、前年度に対しまして4,246万1,000円の減額でございます。また、一般被保険者療養費は360万円、一般被保険者高額療養費は7,110万円で、前年度に対して減額をさせていただいております。高額医療受診者の数が令和4年度は減少傾向にあったため、減額をさせていただいております。

次に、12ページでございます。

国民健康保険事業費納付金でございますが1億7,758万3,000円で、1,444万7,000円の減でございます。

特定健診等事業費は782万9,000円で、240万7,000円の増でございます。データヘルス計画及

び特定健診・健康診査等実施計画の策定に係る経費が増えております。

保健福祉総合施設管理事業及び健康増進指導事業につきましては、ほぼ前年並みの額を予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第37号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について説明を求めます。

徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、議案第37号 令和5年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額が6億830万円で、前年と比較し、予算総額が3,680万円の増となっております。

それでは、主要事業説明一覧表にて説明させていただきます。

岐阜大学地域医療医学講座寄附金2,100万円計上については、令和5年度より従来の地域医療運動器医学講座2,000万円に加え、低侵襲・がん集学的治療学講座へ100万円を寄附する予定をしております。なお、地域医療運動器医学講座は、岐阜県地域医療確保事業補助金1,000万円と過疎対策事業債1,000万円を、低侵襲・がん集学的治療学講座は同補助金、岐阜県地域医療確保事業補助金ですが、100万円を特定財源としております。

また、学術研究助成寄附金300万円は令和4年度からの事業であり、先ほど述べたように岐阜県地域医療確保事業補助金150万円を特定財源としております。

続きまして13ページをお願いいたします。

医療機器整備事業として2,962万8,000円を計上、令和5年度につきましては、高額な医療機器の更新を予定しており、全身用エックス線CT以下の6種につきまして、老朽化や故障による更新等の整備をさせていただきたいと考えております。財源につきましては、地方債、そして国庫調整交付金ということで110万円を計上しております。

最後に、公債費は元金及び利子合わせて合計9,615万8,000円となっております。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第38号 令和5年度関ヶ原町介護保険特別会計予算について説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第38号 令和5年度関ヶ原町介護保険特別会計予算でございます。

令和5年度当初予算額の総額は8億7,950万円でございます。令和4年度当初予算額の8億6,200万円に対しまして1,750万円、約2.0%の増額でございます。

主要事業の13ページから15ページでございます。

初めに、13ページの下から2つ目でございます。

徴収費でございますが、こちらもコンビニエンスストアでの納付が令和6年度からできるように開発料を見込んでおります。

14ページの保険給付費でございます。

居宅介護サービス給付費、また地域密着型介護サービス給付費は若干減額をさせていただき、施設介護サービス給付費は2,500万円増額をさせていただいております。令和4年度の決算見込より計上をさせていただいております。

続きまして、15ページの地域支援事業でございます。

こちらは、今年度令和4年度とほぼ同額の3,768万2,000円を計上しております。以上でございます。

**○議長（子安健司君）** 次に、議案第39号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について説明を求めます。

吉森介護事業課長。

**○介護事業課長（吉森明博君）** それでは、議案第39号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は2億5,830万円で、対前年と比較し予算総額が750万円の増となっております。

主要事業一覧表は15ページになります。よろしくお願いたします。

施設管理費の一般管理費は3,663万7,000円でございますが、国保保健福祉総合施設やすらぎ1階の介護サービス事業分の施設維持管理費に要する経費となりますが、施設の老朽化に伴い、新たにやすらぎ北デイサービスセンター出入口のひさし改修工事費として150万1,000円を計上してございます。

続いて、主要事業説明の16ページをお願いいたします。

居宅サービス事業費につきましては、ヘルパーステーション事業費が1,883万3,000円、訪問看護ステーション事業費が2,489万1,000円、デイサービスセンター事業費が4,401万6,000円、看護小規模多機能型居宅介護事業費が9,594万1,000円で、居宅サービス事業費の総額は1億8,368万1,000円で、前年度予算対比で120万3,000円の増となっております。

各事業における主な支出につきましては人件費となっておりますが、訪問看護ステーション事業では、過疎対策事業債により訪問車両1台の買替え費用として150万円を計上し、施設修繕費として、デイサービスセンター事業では車両、厨房天井ファン改修等の修繕費用として106万7,000円を、また、看護小規模多機能型居宅介護事業では、特殊浴槽、ストレッチャーの修繕費用として28万6,000円を計上しております。また、診療所施設の使用に伴う光熱水費やその他の施設維持経費について、国民健康保険特別会計（直診勘定）へ支出する施設利用負担

金として、訪問看護ステーション事業費に26万8,000円、看護小規模多機能型居宅介護事業に905万3,000円をそれぞれ予算計上してございます。

同じく16ページ、居宅支援サービス等事業費は3,697万円の計上をしてございますが、社協職員給与等負担金を含め人件費分が主な事業費となっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第40号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算について説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

議案第40号 令和5年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算について御説明させていただきます。

令和5年度の当初予算額総額は、歳入歳出それぞれ7,480万円で、令和4年度当初予算額より1,010万円の増額となっております。

主要事業一覧表の16ページをお願いいたします。

一般管理費で令和6年度の公営企業適用に向けて、公営企業法適用化支援業務に492万円を計上しております。

維持管理費におきまして、修繕料391万8,000円は処理場の汚泥引き抜きポンプ、また中継ポンプの通報装置取替え等の費用となります。

処理場設備工事の185万7,000円は、高圧機器取替え、自動スクリーン取替え工事の費用となります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第41号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

議案第41号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算について御説明させていただきます。

令和5年度の当初予算額の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,210万円で、令和4年度当初予算より1億5,160万円の増額となっております。

主要事業一覧表の17ページをお願いいたします。

主な公共下水道施設管理費としまして、令和6年度の公営企業適用に向けて公営企業法適用化支援業務に525万3,000円、管路清掃等業務委託料としまして、今年度より2か年で浄化センターの機械及び電気設備の更新を実施しておりますが、機械の取替えに当たりオキシデーショ

ンディッチ槽内の清掃が必要となるため、この作業費用として約3,000万円を計上しております。

次に、公共下水道建設費の下水道の根幹的施設の建設に係る協定料の1億6,500万円については、今年度より2か年で実施しております浄化センターの機械及び電気設備に係る下水道事業などの協定料となります。

また、事業計画の延伸を行うため、公共下水道事業計画変更委託料が530万2,000円となっております。以上、よろしく願いたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第42号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計予算について説明を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長心得（坂東 崇君） 失礼します。

議案第42号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

令和5年度の当初予算総額は3億6,246万9,000円で、令和4年度当初予算額3億3,244万8,000円に對しまして3,002万1,000円の増となっております。

主要事業一覧表は、17ページ及び18ページになります。

主なものについて説明させていただきます。

3条関係、営業費用の原水及び浄水費につきまして、町内の浄水場各計装機器点検、藤古川浄水場のしゅんせつ業務などを引き続き実施しております、4,856万3,000円を計上しております。

また、配水及び給水費としまして、例年実施しております漏水調査委託料を376万2,000円計上しております。

総係費としまして、インボイスに對した情報システムの開発料として163万4,000円計上しております。

4条予算としまして、原水及び浄水施設建設改良費としまして、平井から藤古川浄水場へ送配水管整備工事に7,967万5,000円、平井浄水場の計装設備の浄水濁度計の更新に424万9,000円、平井浄水場の薬注設備の更新に621万5,000円を計上しております。

配水及び給水設備建設改良費としまして、瑞竜－秋葉間の老朽管布設替工事に1,550万円、門間加圧ポンプの更新に450万7,000円、今須中町浄水場配水ポンプの取替えに510万4,000円を計上しております。

以上となります。よろしく願いたします。

○議長（子安健司君） これで令和5年度の予算関係の説明を終了します。

これより質疑を行います。

なお、これらの議案は予算審査特別委員会に付託の上審査したいと思いますので、ここでの

質問は総括的、あるいは大綱的な質問にとどめていただくようお願いをいたします。

それでは、質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) まだ十分勉強していないので、ちょっと大まかなところをお伺いしたいと思います。

まず最初に一般会計ですが、非常に基金繰入金の額が大きいなと思っていて、財調と減債基金ですか、ちょっと驚いたんです。過疎債が使えることになって、所信表明の中でも説明が少しあったんですけども、その辺の関係がよく分からないというか、この2年ぐらいは予算を組む段階で財調から取り崩し、年度末に取り崩さなくてもよかったというようなことが繰り返されているんですが、もうちょっと違う形での予算組みができなかったのかということをお伺いしたいと思います。

それから経済状況ですけれども、多少法人町民税が増えているんですが、その辺の現状と見通しみたいところが分かれば伺いたいと思います。

ほかの会計もいいですか。

○議長(子安健司君) 取りあえず、その後。

○5番(田中由紀子君) これの後で、はい。

○議長(子安健司君) 高木企画政策課長。

○企画政策課長(高木久之郎君) まずこの2年間に関しては、国税の補正に伴う交付税の増額がありましたので、最終的に基金取崩しということは行わなかったという経緯があります。

御案内のとおり、地方交付税に関しましては国税の法定比率に伴っていただくわけですが、それをあまり過大に評価し過ぎた予算計上をすると歳入欠損になるということも考えられることから、今回のような計上となったわけでございます。

社会情勢といいますと、やはり町長の所信表明でもありましたが内閣府の月例経済報告にあるように、ここのところ一部の弱さが見られるものの緩やかに持ち直しているということもあるように、一般的には国の法人税や市町村の法人町民税は少し上がっている状況にあるというふう聞いておりますので、上げております。以上です。

[発言する者あり]

○議長(子安健司君) ごめんなさい。まず一般会計について質問だけ先に。

よろしいですか。

[「なし」の声あり]

それでは続きまして、特別会計について。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 国保ですけど、前年比6,300万円の減額はすごい大きいんです。国保の加入者が大幅に減っているようですが、要因はそれだけなのか、それともほかにあるのか。加入者が減っている分は後期高齢者医療のほうに移るんじゃないかと思うんですが、後期高齢のほうはあんまり増えていないんですよね。その辺をお伺いします。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） すみません。加入者の件ですが、基本的に人口減少が主な要因があるのではなかろうかというところをごさいまして、あまり詳細なその辺の原因のところまではまだ調査しておりませんので分かりませんが、人口減少が主なところだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号 令和5年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについてから議案第42号 令和5年度関ヶ原町水道事業会計予算までについては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第42号までにつきましては、予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時02分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に予算審査特別委員会の正・副委員長の選任と、予算審査の日時を決めていただきました

いと思います。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 2 時02分

再開 午後 2 時06分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので、御報告いたします。

なお、各会計の予算審査特別委員会の日時は、3月10日金曜日午前9時から開催されることに決められましたので、御報告いたします。

---

### 散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日4日から16日までの13日間は休会といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日4日から16日までの13日間は休会することに決しました。来る3月17日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締切りは13日月曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2 時08分



以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 田 中 由 紀 子

